

## 中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約書

豊川市を甲とし、  
を乙として、甲乙両当事者間において、乙が管理する次の中高層住宅において、「中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約取扱要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、次のとおり契約を締結する。

(契約対象建物)

第1条 次に掲げる乙の建物について、契約するものとする。

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 構造及び水道使用戸数 戸
- (4) 各戸のメーターの口径個数 個

(契約履行に必要な事項)

第2条 この契約の履行に必要な事項は、本契約各条項及び要綱によるものとし、要綱が改正された場合も同様とする。

(所有権移転)

第3条 乙は、乙の給水設備を所有権移転しようとするときは、乙はこの契約事項について相手方に説明するとともに、所有権移転売却する日までに乙は、甲に報告しなければならない。

(再契約)

第4条 乙は、契約内容に変更があったときは、再契約を締結しなければならない。

(契約の解除)

第5条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

(契約の終了)

第6条 乙が検定期間満了時に遠隔メーターを交換しないときは、前条の規定にかかわらず検定期間満了日を以て終了するものとする。

(契約の有効期間)

第7条 この契約の有効期間は、  
年 月 日から

令和 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了3か月前までに甲乙双方から別段の意思表示がなされないときは、その後1年間引き続きその効力を有するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項については、豊川市水道事業給水条例、豊川市水道事業給水条例施行規程及び甲の関係規定等の定めによるものとする。また、双方で疑義が生じたときは、その都度甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

(契約書に添付し、契印する書類)

中高層住宅の水道等の特別扱いに関する契約取扱要綱

年 月 日

甲 豊川市一宮町豊1番地  
豊川市水道事業  
豊川市長

印

乙

印